

指定施設における不在者投票管理の留意事項

不在者投票については、法律等により様々な規定があり、必ずそれを守らなければなりません。

そこで、不在者投票管理について以下にまとめましたので、十分、把握した上で、事務に当たってください。

(詳細については、県選挙管理委員会が各選挙時に配付する「指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設における不在者投票の事務処理要領」を参照してください。)

1 不在者投票管理者の主たる業務について

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持ち、また、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目です。

不在者投票管理者の主たる業務は次のとおりです。

① 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を市区町村選挙管理委員会に請求すること

投票用紙の請求は、選挙人の投票意思を確認してから行うこと。(選挙人の意思を確認しないで、請求をすることはできません。)

また、選挙人から徴する依頼書は、選挙人から依頼があったことを証する書面となるので、県選挙管理委員会が指示する期間は保管すること。

② 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと

投票用紙等を選挙人に渡す際には、実際に投票するときまで何も書かないように伝えてから渡すこと。(投票立会人の立会いのもとで行われた投票でなければ、不在者投票管理者は、その投票を受理することはできません。)

③ 投票用紙及び投票用封筒等を点検すること

正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又はすでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検すること。

④ 投票立会人を選任し、不在者投票に立ち合わせる

投票立会人については、以下の条件があります。

- ・ 不在者投票管理者の選任した者(最低1人)であること。
- ・ 選挙権を有する者であること。
- ・ 投票立会人は、不在者投票管理者、その補助者及び代理投票の補助者を兼ねてはならないこと。

⑤ 不在者投票記載場所の設備を整えること

他人が選挙人の投票記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければならないこと。

不在者投票記載所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておくこと。

⑥ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること

選挙人が身体の故障又は読み書きができないため、自分で候補者の氏名等を書くことができないときは、申請に基づいて代理投票をさせることができること。

また、代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、投票立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができること。

⑦ 投票の終わった不在者投票を送致すること

不在者投票管理者は、投票用外封筒の裏面に投票した年月日及び場所を記載し、不在者投票管理者の氏名を記入した上、投票立会人に署名をさせること。

また、投票用外封筒を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を記載し、その裏面に記名押印し、直ちに選挙人の名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に直接持っていくか、又は郵送しなければならないこと。

2 違反となる事項

公職選挙法に違反する次のような行為があった場合は、それぞれに定められている罰則が適用されますので、貴施設内の不在者投票に関して次のような行為を絶対に行わないようにしてください。

【地位を利用した選挙運動の禁止】

不在者投票管理者が、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をしたときは、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(公職選挙法第135条、241条)

【職権濫用による選挙の自由妨害罪】

選挙に関し、不在者投票管理者が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなく公職の候補者若しくは選挙運動者に追従し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、4年以下の禁錮に処する。

(公職選挙法第226条、255条)

【投票の秘密侵害罪】

不在者投票管理者が選挙人の投票した被選挙人の氏名等を表示したとき又はその表示した事実が虚偽であるときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(公職選挙法第227条、255条)

【投票干渉罪】

不在者投票記載場所において正当な理由がなくして選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行った者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(公職選挙法第228条、255条)

[詐偽投票及び投票偽造罪、増減罪]

- ① 氏名を詐称しその他の詐偽の方法をもって投票し又は投票しようとした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(公職選挙法第237条第2項)

- ② 投票を偽造し又はその数を増減した者には、5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(公職選挙法第237条第3項、第4項、255条)

[代理投票における記載義務違反]

代理投票において、選挙人の代理として投票用紙に記載を行う者が、その選挙人の指示する公職の候補者氏名等を記載しなかった場合は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(公職選挙法第237条の2、255条)

[立会人の義務を怠る罪]

立会人が正当な理由がなくしてこの法律に規定する義務を欠くときは、20万円以下の罰金に処する。

(公職選挙法第238条、255条)

3 その他

施設の名称や所在地が変更となるなど、不在者投票指定施設指定時から変更となった場合や施設を廃止する場合などについては、速やかに市区町村選挙管理委員会に連絡してください。